

市第 160 号議案 「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」及び「横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正

## 1 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」が平成 29 年 2 月 9 日に公布、平成 29 年 4 月 1 日に施行されることとなっており、就労継続支援 A 型（※）の基準が改正されます。

これに伴い、省令の改正内容を本市条例に反映するため、関係する条例の一部を改正します。

### （※）就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供などを行う事業です。

### <参考> 就労継続支援 A 型事業に係る状況（今回の省令改正に至った背景）

就労継続支援 A 型事業は、自立支援給付費のほか労働行政からの補助金を活用することで収入を得やすい状況にあることから、全国的に事業所が増加してきました。それに伴い、運営法人の制度理解が不十分で、本来の目的である「一般就労に向けた訓練」を果たさず、訓練のための支援とは言い難い不適切な実態の事業所も見られるようになりました。

今回の省令改正は、不適切な運営を行っている事業所に対する規制を明確化するためのものです。

## 2 改正する条例

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）（以下「指定基準条例」とします。）
- (2) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 66 号）（以下「最低基準条例」とします。）

※指定基準条例は、自立支援給付費の支払対象となるサービスの質を担保するための基準であり、最低基準条例は、施設において実施するサービスの提供にあたって最低限守らなければならない基準で、法律で条例の制定が定められているものですが、いずれもほぼ同じ内容です。

※今回の省令の改正内容は、条例が「従うべき基準」と条例が「参酌すべき基準」とがありますが、いずれも省令の規定どおり改正します。

### 3 改正の内容

指定基準条例及び最低基準条例における就労継続支援 A 型事業の運営に関する基準に、以下の条項を追加します。

#### ○指定基準条例

新設条項	追加内容	省令との関係
第 179 条第 3 項 (就労)	事業者が利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務を規定	参酌すべき基準
第 180 条第 2 項 (賃金及び工賃)	事業者は生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定	従うべき基準
第 180 条第 6 項 (賃金及び工賃)	事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定	従うべき基準
第 184 条の 2 (運営規程)	事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間、作業時間及び賃金、工賃を追加	参酌すべき基準

#### ○最低基準条例

新設条項	追加内容	省令との関係
第 71 条の 2 (運営規程)	事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間、作業時間及び賃金、工賃を追加	参酌すべき基準
第 78 条第 3 項 (就労)	事業者が利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務を規定	参酌すべき基準
第 79 条第 2 項 (賃金及び工賃)	事業者は生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定	従うべき基準

### 4 条例の施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日